

地域計画

策定年月日	令和7年3月●日
更新年月日	－ (－)
目標年度	令和12年度
市町村名 (市町村コード)	東北町 024082
地域名 (地域内農業集落名)	東北地区 (清水目、石坂、上板橋、千曳、下板橋、石文、夫雑原、長者久保、塔ノ沢、横沢、 淋代、数牛、豊畑、美須々、柵、豊瀬、豊前、寒水、萌出、乙部、三旗屋、明美、 元村、市街地、内蛸沢、外蛸沢、保戸沢、甲地、長久保、蓼内、土橋、鶴ヶ崎、舟ヶ沢、 田ノ沢、漆玉、御料、滝沢、浜台、豊栄、水喰、中村、南平、上畑、五十嵐、北栄、輝ヶ丘)

注:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域計画の区域の状況

区域内の農用地等面積(農業上の利用が行われる農用地等の区域)	5751 ha
① 農業振興地域のうち農用地区域内の農地面積	4668 ha
② 田の面積	1250 ha
③ 畑の面積(果樹、茶等を含む)	3209 ha
④ 区域内において、規模縮小などの意向のある農地面積の合計	1491 ha
⑤ 区域内において、今後農業を担う者が引き受ける意向のある農地面積の合計	441 ha
(参考)区域内における70才以上の農業者の農地面積の合計	1722 ha
うち後継者不在の農業者の農地面積の合計	ha
(備考)	

注1:①については、農業振興地域担当部局と調整の上、記載してください。

2:②及び③については、農業委員会の農地台帳の面積(現況地目)に基づき記載してください。

3:④については、規模縮小又は離農の意向のある農地面積を記載してください。

4:⑤については、区域内に特定することができない場合には、引き受ける意向のあるすべての農地面積を記載の上、備考欄にその旨記載してください。

5:(参考)の区域内における70才以上の農業者の農地面積等については、できる限り記載するように努めてください。

6:「区域内の農用地等面積」に遊休農地が含まれている場合には、備考欄にその面積を記載してください。

(2) 地域農業の現状及び課題

【農地】

- ・他地区にまで耕作範囲を広げて大規模化している農業者もいる。
- ・条件の良い農地は今後も適切に維持されると見込まれるが、条件の悪い農地は将来的に荒廃農地化が進んでいくと見込まれる。
- ・所有者が不明で貸借したくても出来ない農地がある。
- ・大型機械の使用に適さない農地や農道がある。
- ・圃場が分散しており、作業効率が低下している。

【労働力】

- ・高齢化や後継者不足が進んでいる。
- ・繁忙期などは作業委託を含めた補助労働力を活用したいが、人材難や費用負担の増加により、必要な労働力の確保が困難になっている。
- ・外国人労働者を雇用するに当たり住環境の整備等に多額の費用がかかるほか、関係法令に基づく対応など、個々の農業者では限界がある。
- ・周辺住民の理解も含めて外国人労働者を地域全体で受け入れる体制を整備していく必要がある。

【農業・畜産業】

- ・地域内で耕種農家と畜産農家が共存しているにも関わらず、十分な情報共有が図られておらず、かつ、労働力不足から堆肥と稲わらの交換や、飼料作物の生産において需要と供給のミスマッチが起こっている。
- ・耕種農家と畜産農家の間で十分な連携が取れていないために、双方の生産活動に支障が生じることがある。
- ・粗飼料を適期に収穫するための機械の数が不足している。

【機械・設備】

- ・費用の高さが、機械導入のハードルを上げている。

【鳥獣害】

- ・クマやサルなどによる農作物被害が懸念される。

【地域の基礎的データ】

- ・担い手: 345人(平均年齢62歳、70歳以上91人、団体経営体(法人・集落営農組織)26経営体)
※担い手には広域の認定農業者等を含め地区外に居住する者も含む。
- ・主な作物: ナガイモ、ゴボウ、ニンニク、水稻

(3) 地域における農業の将来の在り方(作物の生産や栽培方法については、必須記載事項)

地域農業の維持・活性化に向けて主力品種であるナガイモ、ゴボウ、ニンニクの畑作物の生産を促進するとともに、水稻については国内外の需給状況や地区内の畜産事業者からのニーズを踏まえ、主食用米から新たに輸出用米やWCS(稲発酵粗飼料)への切替えを促進する。また、国産粗飼料の拡大を図る。

その際、今後の地域農業を担う者の営農活動を後押しするため、スマート農業の導入や農地中間管理機構を活用した農地の集積・集約化により、農作業の効率化・省力化を図るとともに、地域内の保全管理組合が中心となって地域全体で農地の保全管理に取り組んでいく。

2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標**(1) 農用地の効率的かつ総合的な利用に関する方針**

今後の地域農業を担う者の営農活動を後押しするため、スマート農業の導入や農地中間管理機構を活用した農地の集積・集約化により、農作業の効率化・省力化を図るとともに、地域内の保全管理組合が中心となって地域全体で農地の保全管理に取り組んでいく。

(2) 担い手(効率的かつ安定的な経営を営む者)に対する農用地の集積に関する目標

現状の集積率	49.1	%	将来の目標とする集積率	70	%
--------	------	---	-------------	----	---

(3) 農用地の集団化(集約化)に関する目標

町内の関係機関・団体が連携し、地域の合意形成を図りながら、面としてまとまった形での農用地の集約化を進める。

3 農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するためとるべき必要な措置

(1)農用地の集積、集団化の取組
兼業化や高齢化が進んでいる一方で他地区にまで耕作範囲を広げて大規模化している農業者も一定数いることから、高齢の農業者等から引き受け意向のある地区内の担い手への農地集積・集約化を図り、農地の有効活用に努める。
(2)農地中間管理機構の活用方法
【担い手の離農や、土地の相続が発生した場合】 ・関係機関が連携して、農地中間管理機構を通じた貸借の活用を促すとともに、手続きのサポートを行うことで農地の有効活用を図る。 【担い手が病気や怪我等の事情で営農の継続が困難になった場合】 ・農地中間管理機構の機能を活用し、農地の一時保全管理や新たな受け手への付け替えを進めることができるよう、機構を通じて担い手への貸付けを進めていく。
(3)基盤整備事業への取組
・補助事業を活用した水田から畑地への転換が進んでいる中、今後の地域の営農環境の変化を見定めつつ、農地の区画整理や農道、用排水路の整備など必要な基盤整備事業の必要性も含めて検討する。 ・経営面積の大規模化が見込まれる地域において、大型機械の導入に適した圃場や農道等の基盤整備を推進する。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組
【多種多様な関係者の参加】 ・企業の参入や農繁期のアルバイトの活用を含め、多様な労働力確保に努める。 ・非農業者も構成員となっている保全管理組合が複数活動していることから、当該組織を活用しながら農地の有効活用を図る上で重要な役割を担っている担い手以外の農業者や非農業者との連携を図る。 ・空き家等の改修を含む宿舍の整備や、トイレ、シャワー、インターネット通信環境等、多様な担い手を受け入れるための環境を整備する。 ・農福連携により労働力を確保する。 ・農業支援サービスの活用等、労働力の確保と農家の負担軽減のための取組を検討する。 【新規就農者】 新規就農希望者に対しては積極的な情報提供や相談対応を行うとともに、各種支援制度を活用しつつ、関係機関が連携し、定期的な圃場の巡回や営農指導など就農準備から定着までのサポートを行う。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の取組
・TMR製造や酪農に係る各種作業において、農業支援サービスを活用する。 ・高齢の農業者や作業時間に制約のある兼業農家を中心に、短期間でかつ労働力を必要とする作業や高額な設備投資を必要とする作業など、ニーズ等を踏まえながら今後の活用促進を図る。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組内容を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☐ ④輸出	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☒ ⑧農業用施設	☒ ⑨耕畜連携	☒ ⑩その他

【選択した上記の取組内容】

番号	事業体名 (氏名・名称)	作業内容	対象品目
1	北栄デイリーファーム	TMR製造・供給	飼料作物
2	ゆうき青森	TMR原料供給、堆肥マッチング	飼料作物
3	グリーンジアース	収穫作業	飼料作物
4	酪農ヘルパー	搾乳、生舎掃除、給餌作業	生

5	酪農振興センター	後継牛バンク事業	牛

6 目標地図(別添のとおり)

7 基盤法第22条の3(地域計画に係る提案の特例)を活用する場合には、以下を記載してください。

農用地所有者等数(人)		うち計画同意者数(人・%)	
-------------	--	---------------	--

注1:「農用地所有者等」欄には、区域内の農用地等の所有者、賃借人等の使用収益権者の数を記載してください。

注2:「うち計画同意者数」欄には、同意者数を記載してください。

注3:提案する地区の対象となる範囲を目標地図に明記してください。

(留意事項)

農業を担う者を位置付ける際、これらの者の氏名が含まれた地域計画について、法令に基づく手続として、本人の同意なく、関係者の意見聴取や、地域計画の案の縦覧、地域計画の公告を行うことができますが、個人情報保有に当たっては、利用目的をできる限り特定し、本人から直接書面に記録された個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示してください。

また、市町村の公報への掲載等とは別に、インターネットの利用により関係者以外の不特定多数に対して情報を提供する場合は、氏名を削除するなど配慮してください。

必要に応じて区域内の農用地の一覧を参考として添付してください。